

保存期間：1年未満  
(令和6事務年度末)  
令和6年7月1日

各国税局 調査(第一・査察)部  
調査管理課長  
国際調査管理課長  
国際調査課長 殿  
事前確認審査課長  
沖縄国税事務所 調査課長

国税庁 調査査察部 調査課  
主査(事前確認審査・税制改正担当)

#### 金融データベース等を用いて独立企業間価格の検討を行う際の留意点について(事務連絡)

令和4年6月10日付査調12-100ほか3課共同『移転価格事務運営要領』の一部改正について(事務運営指針)(以下「本改正」という。)において、金融取引(平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同『移転価格事務運営要領』の制定について)(以下「移転価格事務運営要領」という。)3-7に定める金融取引をいう。以下同じ。)に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項等を明確化したことに伴い、  
や調査部所管法人(以下「納税者」という。)からの金融取引に係る一般的質疑及び個別取引等の相談に対応するため、令和4年10月から  
及び令和6年4月から (以下「金融データベース等」という。)を東京局、大阪局、名古屋局及び関東信越局に導入した。

法人税の調査又は事前確認審査において、金融取引に係る比較対象取引の選定及び移転価格事務運営要領3-8に定める、「信用力の比較可能性の検討の際に用いることができる当事者の信用格付けその他信用状態の評価の結果を表す指標(以下「信用格付等」という。)」の算定を行う際の留意事項並びに金融データベース等の利用等に係る局間支援の手続等を下記のとおり定めたので、適切に対応されたい。

#### 記

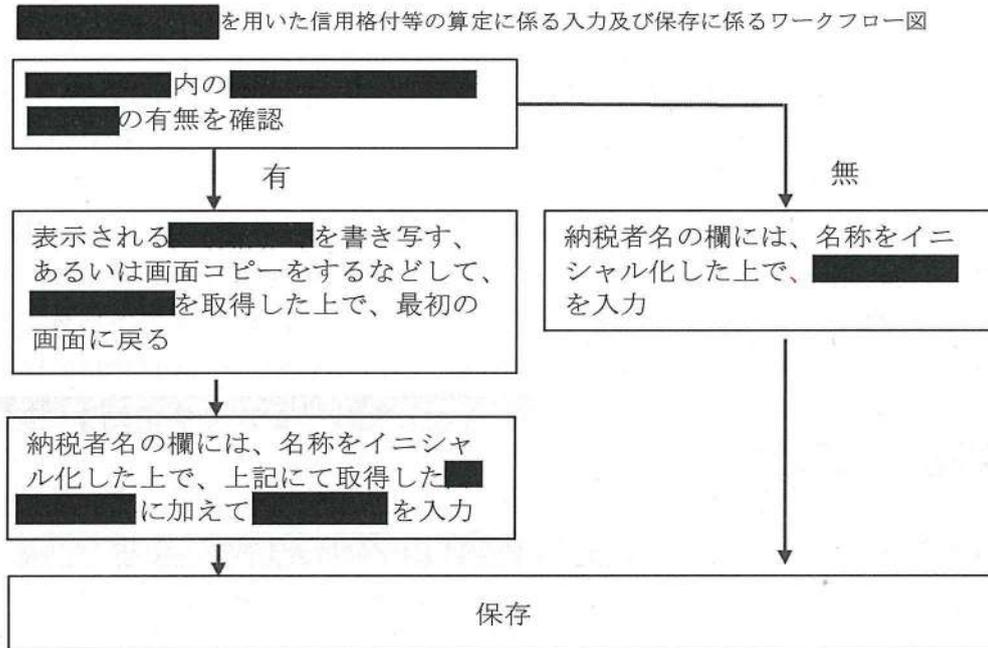
#### 1 金融データベース等を利用する際の留意点

##### (1) 金融データベース等の操作担当者への依頼方法について

金融データベース等を利用して金融取引に係る比較対象取引の選定をする場合において、調査担当者は、国外関連取引の内容に応じて、「金融データベース等利用時の金銭貸借取引

の検討表」(別紙1-1)、「金融データベース等利用時の債務保証取引の検討表」(別紙1-2)及び「定性評価調整及び親会社支援調整(付随的便益)の検討表」(別紙2<sup>1</sup>)を記入し、その根拠となる各種書類等を添付した上で、データベース等の操作担当者に入力を依頼することに留意する。

- (2) を用いた信用格付等の算定に係る入力及び保存を行う際の留意事項
- を用いて信用格付等を算定する場合に、取引当事者等<sup>2</sup>の個別名称を検索及び抽出し、を活用することができる。その際、検索により抽出されたを入力及び保存することは、情報セキュリティの観点から禁止する。そのため、を加えた上で、信用格付等の算定を行う場合には、取引当事者等の名称を入力する欄に個別名称を入力することなく、必ずイニシャル化した上で入力を進め、保存を行うことに留意する(フロー図参照)。



## 2 取引当事者等の信用格付等の算定を行う際の留意事項について

の評価モデルのうちを用いて信用格付等の算定を行う際は、に加えて、原則として、定性評価調整及び親会社支援調整の各項目の入力が必要となることに留意する。これらの入力に際しては、別紙2参照資料の入力ガイドラインに従い、個々の事案に応じて各項目について適切に判断した上で別紙2

<sup>1</sup>

<sup>2</sup> 取引当事者等とは金銭貸借取引における借手、貸手及び借手の親法人又は債務保証取引における被保証人、保証人並びに被保証人及び保証人の親法人をいう。

<sup>3</sup>

を作成し、別紙2に沿って入力することとする。

なお、取引当事者等の各種金融取引の取引開始日時点における信用格付等について、  
その他の方法にて独立した格付機関  
又はその他の信用格付等の算定手法がある場合には、これらにより確認又は算定した信用格付等を用いることもできる。

### 3 金融データベース等の利用等に係る局間支援について

#### (1) センター局の設置

金融データベース等の利用等に係る局間支援に当たっては、東京局及び大阪局をセンター局として、次表に定める局（所）の区分に応じて、国際調査管理課において、金融データベース等の利用の支援を実施する。

センター局 \ 被支援局	被支援局							
	札幌局	仙台局	金沢局	広島局	高松局	福岡局	熊本局	沖縄所
東京局	○	○	○	—	—	—	—	○
大阪局	—	—	—	○	○	○	○	—

(注) 名古屋局及び関東信越局は、自局に導入された金融データベース等を利用する。

#### (2) 金融データベース等の利用

被支援局は、  
の企業情報データベースの利用の際と同様、下記(3)に定めるとおり、利用の必要性や取得したいデータ等をセンター局に伝達する。

センター局は、利用の必要性等を十分に検討の上、必要に応じて、局間支援の一環として作業を行うとともに、被支援局に助言等を行う。

#### (3) 被支援局がセンター局に金融データベース等による検索を依頼する際の留意点

金融取引に係る比較対象取引を選定するためなどのほか、被支援局がセンター局に対して金融データベース等の検索を依頼する際は、被支援局において、取引の事実関係を整理し、その検索の必要性を十分に検討した上で、別紙1-1、別紙1-2及び別紙2並びに  
のほか、必要に応じて、センター局が求める資料を提供し、センター局は適宜の方法で被支援局に対して回答することとする。なお、依頼に当たっては、センター局の端末及び利用IDに限りがあること、また作業及び検討には相当数の日数を要するため、余裕を持った依頼期限を設定し、更正期限ないし処理期間間際になって依頼することのないよう留意する。

### 4 経過的取扱いの適用に関する留意点について

令和4年7月1日より前に開始する事業年度の法人税の調査又は事前確認審査については、本改正前の「移転価格事務運営要領」（以下「旧要領」という。）に沿って独立企業間価格の検討を行うことから、

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(別紙1-1)

金融データベース等利用時の金銭貸借取引の検討表 ((注) 1、2)

項目		1	2	3
調査法人名				
取引当事者等	貸手	法人名		
		国名		
		業種		
	借手	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付 ( (注) 3 )		
	借手の 親法人 ( (注) 4 )	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付		
	取引内容	通貨		
金額				
貸付開始日				
貸付満期日				
貸付期間				
貸付利率				
返済方法 (一括返済 or 分割返済等)				
金利設定方法 (固定 or 変動)、(単利 or 複利) (1年払い or 半年払い)				
備考				

1 上記表はあくまで金融データベース等の入力項目の例示であり、場合によっては、比較対象取引を選定する際の情報に不足が生じる可能性がある。操作担当者（もしくはセンター局）から追加の情報の提供の指示を受けた際は、調査担当者（もしくは被支援局）は速やかに当該情報を提供すること。

2

3

4

(別紙1-2)

金融データベース等利用時の債務保証取引の検討表 ((注) 1、2)

項目		1	2	3
調査法人名				
取引当事者等	保証人	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付 (注) 3		
	被保証人	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付 (注) 3		
	保証人の親法人 (注) 4	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付		
	被保証人の親法人 (注) 4	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付		
取引内容	通貨			
	金額			
	貸付開始日			
	貸付満期日			
	貸付期間			
	貸付利率			
	返済方法 (一括返済 or 分割返済等)			
	金利設定方法 (固定 or 変動)、(単利 or 複利) (1年払い or 半年払い)			
	保証開始日			
	保証満期日			
	保証期間			
	保証料率			
	保証枠・保証対象 (※必要に応じ別に記載。)			

(別紙 1-2)

金融データベース等利用時の債務保証取引の検討表 ((注) 1、2)

	保証料率設定方法				
コストアプローチの算定に必要	債務の種別 (有担保優先 or 無担保優先 or 有担保劣後 or 無担保劣後)				
	債務の種別が「無担保優先」の場合 被保証人の担保付債務の金額が、全有利子負債 ((注) 5) の金額の 50% 超か ((注) 6) (Yes or No)				
	備 考				

1 上記表はあくまで金融データベース等の入力項目の例示であり、場合によっては、比較対象取引を選定する際の情報に不足が生じる可能性がある。操作担当者（もしくはセンター局）から追加の情報の提供の指示を受けた際は、調査担当者（もしくは被支援局）は速やかに当該情報を提供すること。

2 [Redacted]

3 [Redacted]

4 [Redacted]

5 全有利子負債とは、財務諸表の負債の部の科目のうち借入金、社債といった資金調達に係る科目をいう。

6 [Redacted]

(別紙2)

定性評価調整及び親会社支援調整(付随的便益)の検討表

【定性評価調整】

( [REDACTED] )

番号	項目	1	2	3
	法人名			
1	[REDACTED]			
2	[REDACTED]			
3	[REDACTED]			
4	[REDACTED]			
5	[REDACTED]			
6	[REDACTED]			

【親会社支援調整(付随的便益)】

番号	項目	1	2	3
	法人名			
1	[REDACTED]			

《注意事項》

1 【定性評価調整】の各項目は、調査担当者が全ての項目について判断(選択)する必要がある。  
なお、 [REDACTED]

2 [REDACTED]

3 【親会社支援調整】(付随的便益) [REDACTED]

4 別紙2参考資料を参照の上、上記表の各項目についてプルダウンから該当するものを選択すること。

【定性評価調整】				
番号	項目	評価	概要	備考
1				
2				
3				

【定性評価調整】				
番号	項目	評価	概要	備考
4				
5				
6				

【親会社支援調整（付随的便益）】				
番号	項目	評価	概要	備考
1				